

令和7年逗子市教育委員会2月定例会会議日程

令和7年2月5日（水）

午後2時30分

逗子市役所5階第3会議室

- 日程第1 12月定例会会議録の承認について
- 日程第2 教育長報告事項について
- 日程第3 報告第1号 逗子市いじめ問題調査委員会の答申について【非公開】
- 日程第4 議案第2号 議案（逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について
- 日程第5 その他
- ・逗子市児童青少年等の居場所づくりに関する庁内連携会議規程の制定について

令和7年逗子市教育委員会2月定例会教育長報告事項

- 1 沼間小学校研究発表会 1月21日（火）
- 2 令和6年度湘三管内第3回教育長会議について 1月24日（金）
- 3 学校訪問について 1月16日（木）、20日（月）、22日（水）、27日（月）、28日（火）

報告第1号

逗子市いじめ問題調査委員会の答申について

令和6年3月28日付けで逗子市いじめ問題調査委員会に対して諮問した、いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について、別紙のとおり答申がありましたので報告いたします。

令和7年2月5日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

議案第 2 号

議案(逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について)  
作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条に基づき、  
市長から議案(逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について)  
作成に関して意見を求められたので、原案を了承する旨回答するもの。

令和 7 年 2 月 5 日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠



6 逗 総 発 第 3 8 号

2025年（令和7年）1月31日

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷



教育委員会の意見聴取について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見について聴取いたしたく、次のとおり依頼いたします。

意見聴取を依頼する案件

・逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

… 別添のとおり

（事務担当：総務部総務課）

議案第 号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和8年12月24日まで」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附則第11項中「当分」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長の給料月額並びに副市長及び教育長の地域手当月額の減額措置を終了するに当たり、改正の要あるため提案する。

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年逗子市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>附 則 (給与の特例)</p> <p>10 令和4年12月25日に市長であった者の在職期間のうち、<u>令和8年12月24日まで</u>の間における市長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当(同条第4項に規定する期末手当(以下同じ。))の算出根拠となるものに限る。)、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。</p> <p>(地域手当の支給に関する特例)</p> <p>11 <u>当分</u>の間、市長等の地域手当の月額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の70に相当する額を減じた額とする。ただし、令和4年12月25日に市長であった者の地域手当の月額は、その限りでない。</p>	<p>附 則 (給与の特例)</p> <p>10 令和4年12月25日に市長であった者の在職期間のうち、<u>令和7年3月31日まで</u>の間における市長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当(同条第4項に規定する期末手当(以下同じ。))の算出根拠となるものに限る。)、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。</p> <p>(地域手当の支給に関する特例)</p> <p>11 <u>令和7年3月31日まで</u>の間、市長等の地域手当の月額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の70に相当する額を減じた額とする。ただし、令和4年12月25日に市長であった者の地域手当の月額は、その限りでない。</p>

逗子市訓令第2号

逗子市児童青少年等の居場所づくりに関する庁内連携会議規程を次のように定める。

令和7年1月22日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市児童青少年等の居場所づくりに関する庁内連携会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童青少年及びその保護者（以下「児童青少年等」という。）に対する居場所づくりを検討するため、逗子市児童青少年等の居場所づくりに関する庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を開催するに当たり、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 庁内連携の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童青少年等の居場所づくりに関すること。
- (2) その他必要な事項についての調査及び検討に関すること。

(組織)

第3条 庁内連携会議は、座長、副座長及びメンバーをもって組織する。

- 2 座長は教育部次長（子育て担当）を、副座長は子育て支援課担当課長（青少年育成担当）をもって充てる。
- 3 メンバーは、次に掲げる者とする。
  - (1) 社会福祉課担当課長（地域共生担当）
  - (2) 学校教育課長
  - (3) 学校教育課担当課長（学事指導担当）
  - (4) 子育て支援課長
  - (5) 療育教育総合センター長
  - (6) 療育教育総合センター主幹

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(アドバイザー)

第4条 庁内連携会議は、児童青少年等の居場所づくりに関する知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 座長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内連携会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内連携会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。